『部落解放研究』 広島部落解放研究所 32 号 2025 年 36 - 60 頁

特集 2

全国水平社の戦争協力と部落解放運動の戦後責任

岡田 英治

要 約

前段で、断片的だが、全国水平社と松本治一郎ら水平社幹部の戦争責任について、その事実を例示した。キム・チョンミは全国水平社や松本の戦争協力を厳しく糾弾した。翼賛政治体制協議会推薦候補としての松本の「選挙公報」(1942 年) には「御国の為には血を流せ」とある。

『松本治一郎伝』(部落解放同盟中央本部編 , 1987) が「治一郎はこのような推薦は拒否したが、一方的に推薦され」としていることに対して、部落解放同盟中央本部書記長、衆議院議員 (2 期) を務めた小森龍邦は、「候補者たるもの自分の『選挙公報』に目を通さないないはずはない」「松本治一郎は紛れもなく大政翼賛会の推薦候補という立場を受け入れている」と『松本治一郎伝』の記述の誤りを認めるとともに、自身も自己批判した。キムの批判に応えようとする姿勢が読み取れる。全国水平社と松本ら幹部の戦争責任は逃れることはできない。

侵略戦争で多くの被害者を出した戦争責任に対して、再び戦争や暴力の被害・加害を引き起こさない行動をとることが「戦後責任」である。後段はこの観点から部落解放同盟広島県連合会が、権力による 96 年地対協「意見具申」攻撃、反 PKO や反核・平和運動などの課題に取り組んできたこと、また現在広島で起こっている松井広島市長の職員研修での「教育勅語」引用とそれを正当化する発言、呉市への大型防衛拠点建設問題等、当面の課題を取り上げた。

キーワード：戦争協力、暴力、責任、解放運動

1. はじめに

2025 年は戦後・被爆 80 年の年。全国水平社の戦争協力 (責任) と戦後の部落解放運動 (部落解放委員会・部落解放同盟) の戦後責任を考えることは、日本がおこなった侵略戦争・植民地支配の「過ちを繰り返さない」ために重要である。

戦後、日本は「戦争放棄」「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」憲法のもとにスタートした。しかし解釈改憲を重ね、今や世界有数の軍事力を有する国になっている。「2025 年世界の軍事力ランキング」（米軍事力評価機構グローバル・ファイヤーパワー）によれば日本の「軍事力」はアメリカ、ロシア、中国、インド、韓国、イギリス、フランスに次ぐ 8 位である。またスウェーデン・ストックホルム国際平和研究所が 2025 年 4 月に発表した「2024 年の世界の軍事費」は、前年比 9.4％増の 2 兆 7180 億ドル（約 390 兆円）である。上位は米国、中国、ロシア、ドイツ、インドの順で、日本は 21％増の 553 億ドル、第 10 位である。世界の多くの国の憲法は軍事力の保持を認めているが、いつの間にか軍事力の保持を認めていない憲法を持つ日本のほうが強力な軍事力を持つに至っている。

安倍内閣の「安保法制」（2015 年）によって集団的自衛権の行使（海外での軍事行動）を可能とし、岸田政権の「安保三文書」（2022 年閣議決定）で、従来の「専守防衛」でさえ捨て去り、敵基地（敵国の中枢機関を含む）攻撃も可能にした。防衛予算も 2023 年度から 27 年度にかけて総額 43 兆円とし、27 年度までに大幅に増額（2 倍・GDP 比 2％）する。アメリカの武器在庫一掃セールに協力するかのように武器の大量購入（中古品を含む）もおこなっている。

また中国や朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）の脅威を意図的に煽り、沖縄南西諸島への自衛隊（ミサイル部隊）配備を着々と進めている。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻、イスラエルによるパレスチナ・ガザに対するジェノサイド（2023 年 10 月から）は、無辜の民の命を奪い、ガザの街は瓦礫と化した。2025 年 10 月 9 日にハマスとイスラエルは停戦合意したものの、現時点（11 月 6 日現在）で、イスラエルは口実を付けてガザへの攻撃と停止を繰り返しており、先行きは楽観できない。ロシア、イスラエルは核使用をほのめかしてはばからない。対立するインド・パキスタンも核保有国であり、フランスのマクロン大統領も「ヨーロッパをフランスの核で守る」という。

このような中で石破前首相は、2024 年 9 月の自民党総裁選の討論会で、アメリカの核兵器を日本で運用する「核共有」に前向きな姿勢を示し、「非核三原則に触れるものではない」と嘯いた。

また、アメリカシンクタンクのホームページへの寄稿（2024 年 9 月）で、「アジア版の北大西洋条約機構（NATO）を創設し、『核の共有や持ち込み』を具体的に検討すべき」と主張した。2025 年 10 月に首相に就任した差別・排外主義者の高市早苗は早くも「安保三文書」の改定、スパイ防止法の制定など、反動的な政策を打ち出している。まさしく人類の危機が日本と世界を覆う状況である。核戦争の危機、日本の軍事力強化、中国、共和国敵視政策、差別・排

外主義勢力の台頭、権力に絡め取られていく部落解放運動の現状を考える時、水平社の戦争責任と部落解放運動（同盟）の戦後責任を確かめる意義は大きい。それは、現在の部落解放運動が、戦時下の過ちを繰り返すような事態になっていないかを問うことでもある。

1937 年の日中戦争勃発を機に、全国水平社が戦争協力に一気に傾斜していった事実は比較的理解しやすいが、現在の部落解放運動は「ゆでガエル」の譬え（カエルを熱湯の中に入れると驚いて飛び出すが、水に入れて徐々に熱すると、カエルはその温度変化に慣れていき、気づかないうちにゆであがって死ぬという話）のごとく、徐々に権力に絡め取られているのではないか。水平社の戦争協力と同じ轍を踏んではならない。

また被差別部落民の解放は国内外の被差別者との相互理解と連帯の中で実現する。しかし、部落解放同盟の中国、共和国をはじめとする人々との連帯は、表面上は日中、日朝の友好・連帯活動として進められているものの、具体的に戦争協力の歴史的事実を認め、謝罪し、真の連帯を築くコースを歩んでいるとは言えない。このあいまいさ（戦争協力を直視しない）のなかに、再び戦争協力に陥る因が宿されていると言えよう。

2. 全国水平社の戦争責任

全国水平社の戦争協力については、朝治武 , 2008,『アジア・太平洋戦争と全国水平社』解放出版社、部落解放同盟中央本部編 , 2022,『写真記録　部落解放運動史　全国水平社創立 100 年』解放出版社、黒川みどり , 2023,『増補　近代部落史　明治から現代まで』平凡社などがふれている。その内容は戦争協力をした全国水平社と水平社幹部への直接的な批判は避け、大会ポスターや議案書などから戦争協力にのめり込んでいった歴史的事実を紹介するにとどまっている。事実は重要ではあるが、それをいくら並べ立ても責任を引き受けたことにはならない。

一方、藤野豊・黒川みどり , 2022,『人間に光あれ　日本近代史のなかの水平社』六花出版は、「戦時下の水平運動の戦争協力を突発的な現象として理解するのではなく、全国水平社創立以来の天皇観や国家観との関連でも追究すべきである。水平運動が、その開始当初から平等な臣民を求める運動であったことも忘れてはならない。加えて、その後、社会主義に舵を切っていったひとびとも、どれだけ自己の内面において天皇制との対決が出来ていたかである。そして、植民地支配についてもそれを否定する認識に至っていなかったことも忘れてはならない。こうしたことが、戦時下の戦争協力の背景にあったからである。そして、戦後の部落解放運動は、こうした戦争協力に対する総

括をせずに再出発したことも事実である。水平社の中心的活動家の自伝、評伝でも、その多くが戦時下の言動については多くを語らないか、あるいは語っていても弁明である」（P215）と述べ、水平社と幹部の戦争協力に一歩踏み込んだ批判と提起をおこなっている。

戦争協力への反省について、宗教界では日本基督教団が 1967 年、日中戦争勃発 50 年の 1987 年に真宗大谷派、浄土真宗本願寺派は 1991 年、曹洞宗は 1992 年、浄土宗が 1994 年にそれぞれ懺悔の声明を発している。しかし、戦後の部落解放運動は、今日に至るも、戦争協力への深刻な反省を示す声明すら発していない。筆者も責任の一端を痛感するところである。

キムチョンミ（金靜美）の『水平運動史研究　民族差別批判』（現代企画室，1994）は、全国水平社や松本治一郎をはじめとする幹部の戦争責任を厳しく糾弾するとともに、それらを擁護する、あるいは松本らの戦争協力を認めようとしない戦後の部落解放同盟幹部、研究者を批判し、自己批判をせまる内容となっている。

キムの批判に対して、部落解放同盟は応えきれていない。それは、①松本や水平社幹部が侵略戦争、植民地支配に抗った資料を明示できないこと②戦前・戦後を通じて部落解放運動を牽引してきた松本を「解放の父」として英雄視してきたこと③「解放の父」の表現にみられるように少なからず家父長的思想に侵されていること④松本を批判することは福岡県連を始め全国の都府県連からの猛反発が予想され、組織内に混乱と不協和音が起きることを恐れるーからであろう。「自己の誤りを認めることのできる人間、組織は強い」と言われる。その意味において部落解放同盟は弱いと言わざるを得ない。

全国水平社の戦争協力について、研究者でない筆者には、あまりにも荷が重すぎる。水平社大会のスローガンや議案書のごく一部、中央委員会決定、大会ポスター、綱領などから断片的にしか判断できない。

日本は、1931 年の「満州事変」で軍が中国東北部を占領、1932 年の傀儡国家・満州国の建設と「上海事変」、1937 年の日中戦争勃発、1941 年の真珠湾攻撃で太平洋戦争へ突入、1945 年に無条件降伏、敗戦となる。

満州侵略戦争のさなかにおこなわれた 1933 年 3 月 3 日開催の全国水平社第 11 回大会（福岡市・九州劇場で開催）のポスターは「差別をなくせよ！上層身分の廃止！」「全勤労大衆は手をつなげ！」「米と．土地と．自由をよこせ！」であり、大会議案の表紙には★封建的身分制の廃止！★フアツシズム・社會フアツシズム粉砕！★帝国主義戦×絶對反對★米と土地と自由のための人民××へ！が記されている。くわえて発行人は不明だが「戦争をヤメロ！戦争の費用で失業者にメシを食はせろ！！帝國主義戦争絶対反對」のビラがまかれている。

朝治によれば「1931 年 12 月 10 日の全国水平社第 10 回大会では、常任中央委員会から『本大会は、ブルジョアジーの利益擁護と植民地再分割のための、また労働者農民の祖国ソヴエート同盟に対する反革命のための、帝国主義戦争に絶対反対する』を主文とした『帝国主義戦争反対の件』が提案された。ここでは日本による中国東北戦争を『帝国主義世界戦争の前提条件』と捉え、政府が『民族的偏見を煽動して敵意、憎悪を激化させ、愛国的情熱を喚起してゐる』と厳しく批判した。ー中略ーしかし官憲の検閲によって議案そのものが抹消され、議案を説明しようとした野崎清二は発言さえ中止させられたのである」としている（朝治 , 2008：31-32）。

綱領は、1922 年、全国水平社創立時の「特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」「吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す」「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」はよく知られている。1926 年綱領は 3 項目あり、その中の 1 項目は「我等は賤視観念の存在理由を識るが故に明確なる階級意識の上にその運動を進展せしむ」で、1935 年綱領においても「我等」に続いて「特殊部落民は」の文言が付け加えられているが、以下は同文である。

1933 年の 11 回大会議案表紙の「帝国主義戦×絶對反對」、1935 年綱領の「階級意識の上にその運動を進展せしむ」は、創立時の精神を維持していたと言えよう。

しかし、日中戦争勃発で状況は一変していく。1937 年 9 月に開催した拡大中央委員会は「非常時に於ける全国水平運動」で「事ここに至った以上は、国民としての非常時局に対する認識を正当に把握し、『挙国一致』に積極的に参加せねばならぬ」と決定。さらに 1938 年 2 月 7 日の中央委員会では「全国水平社は何時の場合に於いても国家的立場から為されるものである事は言ふ迄もない。殊に吾々は現下戦時体制下に於いては国難に殉じ、一方昨年 9 月中央委員会決定の運動方針大綱を積極化し、国策の線に沿ふて運動を進めんとするものである」と侵略戦争を完全に主体化する立場に堕している。全国水平社最後の大会となった第 16 回大会（1940 年 8 月）のスローガンは「国体の真姿顕現、皇道国家建設、君民一如、赤子一体、天業翼賛」などで、大会ポスターには、前記スローガンに加えて「皇紀二千六百年」も加えられている。

綱領も 1937 年綱領になると「我等は、集団的闘争を以て政治的、経済的、文化的全領域に於ける人民的権利と自由を擁護伸長し被圧迫部落大衆の絶対解放を期す」となり、35 年綱領の「明確なる階級意識の上に」は消える。そして 1938 年綱領は「吾等は国体の本義に徹し、国家の興隆に貢献し国民融和の完成を期す」と戦争協力が明確となる。

日本の植民地支配についても、「1924 年 3 月 3 日に開かれた全国水平社第 3 回

大会では、朝鮮の被差別民である白丁や、日本国内に存在する朝鮮人への差別について反対することが議論されているが、朝鮮に対する植民地支配に反対する議論には至らず、朝鮮人はあくまでも「鶏林同胞」（「鶏林」とは朝鮮の異称）なのであった。全国水平社は、日本の朝鮮に対する植民地支配を前提にして、『同胞』としての朝鮮人に対する差別に反対するという理解にとどまっていた。こうした理解は、ひとたび日本の国益が損なわれたと判断されると、感情的な排外的ナショナリズムに転嫁するものであった」（藤野・黒川，2022：42）と指摘するように、全国水平社は「日本の朝鮮に対する植民地支配を前提」にして「大東亜共栄圏」「五族協和」を叫ぶ過ちを侵している。

3. 松本治一郎の戦争協力

松本治一郎の戦争協力に関わって、部落解放同盟広島県連合会委員長、中央本部書記長、衆議院議員（2 期）を務めた小森龍邦（1932−2021）は、1993 年 1 月号の雑誌『部落解放』に 1500 字程度の「戦時下の松本治一郎」と題する短文をよせている。その中で小森は、1942 年 3 月 24 日に松本が帝国議会に提出した「大東亜民族協和の基本国策樹立に関する建議案理由書」の一節について、「『大東亜共栄圏』が侵略戦争のために盛んに使われていた」と認めたうえで「同じ『大東亜共栄圏』を言うにも、（松本治一郎は）『皇軍必死の奮闘に依り米英を屈服せしめ広大なる大地を確保すると雖も万一、東亜民族を協和せしむるを得ず其の心を失ふが如きことあらんか東亜の不幸是より大なるはなし』と、権力側の考える『大東亜共栄圏』『八紘一宇』の意図をくじこうとしているのである。あのような時期、ひとり部落解放を掲げても、大きなうねりに飲みこまれてしまう。松本治一郎は『東亜民族の協和』のなかに部落解放を紛れ込まそうとした」と記している。

これに対してキムは「（松本）が日本民衆を『大東亜戦争完遂』に扇動したのは事実ではないのか。それは『政府権力に迎合し、戦争に協力した』ということではないのか」（キム，1994：294）、「日本帝国主義者の掲げる『東亜永遠ノ協和』『五族協和』『大東亜民族協和』のスローガンのもとに何がなされたのかを小森は知らないのか！」（同 295）と手厳しい。

小森の「部落解放を紛れ込まそうとした」との表現は、筆者も違和感を覚える。おそらく小森は「『東亜民族の協和』を逆手にとって、民族間の差別に抵抗した」と言いたかったのであろう。

その「逆手」論についてもキムは、藤野豊が言った「［松本は］非常事を強調する近衛内閣の態度を逆手にとり、部落差別のみならず朝鮮民族への差別を批判した」や川向秀武の「松本は 1937 年のラジオ講演の中で、部落民に対する差

別を批判すると同時に朝鮮民族に対する差別を批判しています。これは、近衛内閣の挙国一致体制を逆手に取ったものと思いますが、そのような状況のなかでも、ぎりぎりの抵抗をしていったのではないかと思います」（同 291）を例示した上で、「だが、「『東亜新秩序建設』という観点」は、侵略と民族差別を前提とし、侵略と民族差別を強化する観点なのだから、「『東亜新秩序建設』という観点から…民族差別を批判」することは不可能である」（同 289）と断じている。

筆者は、キムの考えに同意する。植民地支配と民族差別の「東亜新秩序建設」に水平社と幹部が飲み込まれ、その流れを主体化していったと考える。その上で、松本の「民族差別批判」や水平社の「軍隊内差別撤廃」の叫びは、侵略と民族差別という権力の手中のなかにおける限定的な一種の抵抗であったと考える。しかし、軍隊内の差別に対して、「同じ天皇の赤子を差別するのか」と「天皇を頂点に頂く」ことを前提にした闘いは、被差別部落民自身が、身分の対極にある「天皇制」を強化するものであった。当時、天皇制強化になることを意識していたか否かは分からないが、結果は天皇制強化の「軍隊内差別撤廃」であった。他に方法はなかったのか。筆者には答えが見つからない。

1） 松本の選挙公報ー「御国の為には血を流せ」

全国水平社委員長・松本治一郎の選挙公報（1942 年衆議院選挙）の「立候補のご挨拶」は「仕事の為には汗を流せ　人のためには涙を流せ　御国の為には血を流せ」となっている。それに続く「私の根本的態度」は「『仕事のためには汗を流せ』とは、現下わがくにの至上要請である高度国防国家完成のため、その絶対要件たる『勤労国家体制の確立』を意味するものであります。軍も官も民も各々その領域において、前線将兵の心を心とし、其の生活を生活として一層最善の努力を捧げて行きたいと思ひます。『人のために涙を流せ』とは、……戦時社会政策の徹底に懸命の力を致す私の心情であります。『御国のためには血を流せ』とは一死君国に奉ずる大政翼賛、臣道実践の決意を披歴したものであります。私は此の三つの旗印を掲げて真実の翼賛議会確立に挺身致したいと思ひます」と説明を加えている。

この選挙公報について、『松本治一郎伝』（部落解放同盟中央本部編 , 1987, 解放出版社）は、「東条英機は、太平洋戦争緒戦の勝利を背景に選挙に踏み切った。東条は自分の政治を支持する者のみで議会を独占しようと翼賛政治体制協議会を設置し、この組織が推薦する候補の当選をはかり、露骨な選挙干渉をすすめた。内務省が治一郎の推薦と交換に全国水平社の解散をせまったのも、このためである。治一郎はこのような推薦は拒否したが、一方的に推薦され、有効投票総数の 20.4㌫にあたる 21,756 票を得て、7 名中 2 位で当選した」（前

掲書 P233-234）と述べている。

これに対してキムは「自分の『選挙公報』に東条英機のことばを積極的に引用していることからも明らかなように、松本は翼賛選挙制度を全面的に肯定していた」（キム , 1994：375）と批判している。

この問題について、小森は『解放新聞広島県版』（1994 年 5 月 25 日発行）で、「まぎれもなく、松本治一郎は、1942 年（昭和 17）の衆議院選挙において、大政翼賛会の推薦候補という立場を受け入れている」「候補者たるものが自分の選挙運動にとって重要な武器とも言うべき、『選挙公報』に目を通さない筈はないし、松本治一郎と自署している最後のところに『翼協推薦候補』と肩書を入れていることは、『松本治一郎伝』が嘘を言っていることになる」と、その誤りを認めたうえで「大政翼賛会と松本治一郎との関係についての記述について、この私も責任を痛感しなければならない立場にある」と自己批判している。

『松本治一郎伝』編集委員会のメンバーとして名を連ねていた小森は、1995 年 3 月号の『新日本文学会』「松本治一郎と戦争責任」『特集　差別からの解放 !! 新しい文学表現を求めて』の中でも「戦後五十年という節目の時期にあたり、私の脳裏に引っかかることとの一つとして、この書物の中の記述のある部分をどうしても、何かの機会に、私自身の歴史に対する見方として、訂正しておきたいとの思いが続いていた」（前掲書 P104）とし、「松本治一郎が、知らない間に大政翼賛会の推薦を受けていたということが、歴史の事実と違うことは、この人の選挙用のビラの肩書に『翼賛推薦候補』となっていることによってもあきらかだ。そして、『選挙公報』の『立候補の挨拶』というところでは『御国のために血を流せ』と書きはじめ、その末尾では、『御民われ生けるしるしあり天地のさかえるときにあへらく思えば』と結んでいる」（同 P107）と『松本治一郎伝』の事実の誤りを改めて指摘している。

『新日本文学』「松本治一郎と戦争責任」にみる小森の松本治一郎に関する分析の要点は次のとおりである。

松本が、

「縷々大東亜共栄圏ノ確立ノ要諦ハ、申スマデモナク米英ノ侵略勢力ヲ徹底的ニ撃攘駆逐シテ其ノ屈辱、圧迫、作者の下ニ呻吟シテ来タ東亜十億ノ民族ヲ解放シテ各々ノ所ヲ得シメ、其ノ志ヲ遂ゲシメ、安居楽楽ノ新秩序ヲ建設スルニアルノデアリマス、而シテ其ノ指導精神タルヤ断ジテ近世文明ヲ支配シタル功利主義ニヨルベキデナク、何処マデモ総テノモノノ生命ヲ伸シタル所ノモノデナクテハナラナイノデアリマス」（1942.3.24 衆議院建議委員会）

と述べたことに対して、小森は、「一面では、いわれるところの『大東亜共栄圏』なるものを肯定し、一面では、「東亜十億ノ民族ヲ解放シテ」と軍部と政

府の暴走をたしなめるといった趣旨のものと解することが出来る」と述べた。その上で小森は、松本が、「大東亜新秩序建設ノ基調トナルベキモノハ、道義的民族協和デアリマシテ、諸民族ノ心緒ヲ把握スルコトナクシテ、大東亜共栄圏ノ建設ハ到底出来ルモノデハアリマセヌ、申スマデモナク大東亜戦争ノ意義ハ、八紘一宇ノ大理想ヲ顕現スル具体的ナル実践行動デアリマシテ、天下一家、四海同胞ノ大精神ヲ以テ東亜ヲ建設スルコトデアリマス」と述べたことに対して、次のように批判した。

> ここまでは当時の支配階級の歓迎する論理展開である。そこへわずかばかり、「其ノ植民地ナラザル新東亜ヲ建設スルコトデアリマス」と釘をさしているところに松本の言いたい思想を見ることが出来よう。－中略－だが、世の中には、ついにのめり込む状況となることもしばしば経験するところである。細心の注意を払って奮闘した松本治一郎もいよいよ近衛から東条にいたる翼賛体制の包囲網のなかでは、「若干の妥協」という主観的な評価だけでは客観的な物差しに照らして、どうにもならない状況が生まれてくる。それが、1942（昭 17）の第 21 回衆議院選挙の時の大政翼賛会推薦による立候補という事実である。－中略－戦後、この人は、戦前の融和運動の方向にあったものも含めて、部落解放委員会という組織をつくり、つまり運動を統一することに成功し、果敢な戦いを押し進めてきた。何よりも、天皇中心のイデオロギーを打破しようと先頭に立ったことが特筆大書されるべきであろう。天皇が国会の開会式に出向いたとき、今も、宗参両院議長や常任委員長らは正面玄関まで出迎えることにしている。松本治一郎は、この出迎え様式が、非人間的であるとして、自らその型を破った。あの有名な「カニの横バイ事件」というのがそれである。松本治一郎が、軍国主義、侵略主義を、敵の手にのったようなふりをしながら、いかにして少しでも、それを阻止しようと腐心しながら、決定的段階では、やはり、敵の手中に入っていた事実を見てきたが、「反骨」の精神は、その時の苦しみが大きかったからこそ、戦後、一挙に吹き出したとみるべきではなかろうか。戦後、だれよりも早く「日中友好」のために中国人民政府の要人たちと交流をはじめ、一貫して日中友好に尽くしたのも「八紘一宇」の表現の中に隠された「民族間平等」の論理を思う存分、実行したかったからであろう。松本治一郎の不屈の戦いの曲折の一こまとして、ついに妥協し、そのほとんどの政治的表現が敵の手中におちいらざるを得なかった歴史をしっかり受け止め、「われは、今なにをなすべきか」の教訓にしなければならない。（同 P107-108）

筆者はつい最近まで国会議事堂正面玄関の「出迎え様式」で「カニの横バイ」を拒否したように思い込んでいたが、国会開会式に出席した天皇は、式が始まるまで「便殿」（びんでん）と呼ばれる天皇のための休憩室で休むことになっている。そこへ衆参議長、副議長が「拝謁」に行くことになっている。その際、天皇に尻を向けないためにカニのように横に歩いて天皇の前に行き、挨拶の後、またカニのように元の位置に戻るのであるが、この歩き方を松本は拒否したのである。1948 年 1 月 21 日のことである。前年 6 月には国会開会式に出席した天皇を玄関で見送る際、衆参議長、副議長と思われる人物が天皇に深々と頭を下げているのに対して、天皇を前に頭を下げることなく立っている松本の写真が部落解放・人権研究所編『写真で見る戦後 60 年の歩み』解放出版社（P10）に掲載されている。

小森の松本に対する評価を要約すれば、①松本治一郎伝の「本人が知らないうちに大政翼賛会の推薦候補になっていたというのは嘘で、まぎれもなく体制翼賛候補となることを受け入れている② 1942 年 3 月 24 日の衆議院建議委員会の松本の発言は「大東亜共栄圏」を肯定する一方で「植民地ナラザル新東亜ヲ建設スルコトデアリマス」と軍部に釘をさしている③軍国主義、侵略主義を、敵の手にのったようなふりをしながら、決定的段階では、やはり、敵の手中に入っていた④松本の反骨精神は戦後、「カニの横バイ事件」で天皇に抵抗し、日中友好に尽くした、というものである。

そして最後に「松本治一郎は戦後の生き方において、その反省を極端なくらいの行動で社会に表示した。問題はそれをそれと評価せず賛美だけで終わらせる運動の後続部隊の在り方こそ、私を含めて徹底した反省が必要となってくる」（『新日本文学』P109）と締めくくっている。

この小森の見方に批判があるかもしれないが、筆者はほぼ同意する。小森の性格からして存命であれば、厳密に「民族協和」、「挙国一致」「八紘一宇」「大東亜共栄圏」のもつ侵略、植民地主義の犯罪性（小森は広島県連の解放学校などでは、侵略戦争を正当化する言葉であったことはしばしばふれていた）を分析し、それらを前提にした「民族協和」であったことの限界性・問題点を明らかにしたであろう。

「大東亜共栄圏」は、「欧米帝國主義の植民地支配からアジアを解放する」をスローガンにしたが、実際は日本帝国主義が欧米にとって代わるものであって、日本は、露骨な皇民化教育、資源の収奪などをおこなった。神武天皇が日本を建国する際に掲げた理念だとする「八紘一宇」も、全世界を「天皇を家長とした一つの家にする」ものであった。そして「民族協和」の内実は、天皇を頂点とする日本にアジア諸国（民）を隷従させるもので、侵略戦争を正当化するものであった。

ロシアの文豪・トルストイは「個人の不幸の上に自分の幸福を築いてはならない」と言ったが、アジア民衆の犠牲の上に部落民の幸福（差別撤廃）を築いてはならない。軍隊内の差別撤廃も「天皇を頂点にいただくこと」（天皇制強化）を前提にしたものであった。

ただ④に関わっては、松本が戦時下、戦争協力したという事実を認めたうえで、筆者は小森と同様に天皇制に対する反発とアジア民衆とりわけ中国人に対する贖罪意識がとらせた行動ではないかと考える。小森も筆者も幾度となく訪中したが、意見交換の冒頭は侵略、植民地支配に対しての謝罪から始まる。部落解放同盟の訪中団のみならず筆者が当時の総評議長らと訪中した際もそうであった。松本も同じ姿勢であったと思われる。ただ謝罪の水準がどの程度（儀礼的なものか、自己の関与を示して謝罪したものか）のものであったかはわからない。キムは「松本の『日中友好運動は』ウソ（戦争協力・民衆扇動という過去の事実をことばで否定すること）の上に実行されていた」（キム，1994：476）という。筆者はキムの言を全面否定できる松本に関する資料（日中友好にかかわる言動）を持ち合わせていない。だが明確な反省の言葉、自己批判はないが、内面で反省し、軌道修正していく世界はあるだろう。資料・証言などに基づく松本研究が進むことが望まれる。

現在、部落解放同盟活動家の多くが、天皇制に対して水平以来一貫して反対してきたと思っている。それは松本が言ったとされる「貴族あれば賤族あり」が与えた影響も大きい。これについてもキムは「松本治一郎にとっては、廃止すべきは家族制度であって、天皇制ではなかった」（キム，1994：516-519）と批判している。

先に筆者は「天皇制に対する反発」と述べたが、全国水平社は、明治天皇が賤民廃止令（「解放令」）を発布した恩人と仰いでいた。その事実は 2022, 藤野・黒川に詳しい（P36-38）。それには明治天皇追悼会（京都市七条水平社）、命日の 7 月 30 日に桃山陵への参拝（京都水平社）、解放令発布 50 年記念祭及び明治天皇追悼法会（愛媛県水平社）、太政官布告 50 年記念明治天皇追悼会（愛知県水平社）をおこなったこと、1924 年 4 月、裕仁が皇太子時代に神武天皇陵、橿原神宮を訪れた際、奈良水平社の同人が荊冠旗を掲げて送迎したこと、同年 11 月、陸軍大演習のため名古屋に立ち寄った皇太子を「愛知県下水平社同人 2 百余名」が名古屋離宮前で迎えたことなどが記されている。

『廣島県水平運動史』（昭和 5 年 12 月 7 日発行予定、12 月 5 日に権力によって発禁処分）の著者である中野繋一（1899―1945・原爆によって死去）も 1923 年 7 月 30 日（明治天皇祭）におこなわれた広島県水平社結成大会において「明治天皇祭をトして創立大会を開く此の最もよき日我々虐げられているものを祝

福し」と開会あいさつしたことを『芸備日日新聞』(大正 12･7･31) が報じている。

それでは部落解放運動は、「『解放令』」発布した恩人」から「反天皇制」(徹底はしていないが＝筆者) にどのような経過をたどって転じたのか、戦後の新憲法の影響か、明らかにすべき課題が残っている。

戦後生まれの筆者には侵略戦争を始める戦前、戦中の状況を実感することはできない。だが自身がその状況におかれたらどうであったかはいくらか想像することはできる。水平社の幹部と同じ過ちを侵したであろう。

ただキムの「『あの時代』において、朝鮮で朝鮮独立を公然と主張することが困難であったのと同じように、日本でも天皇 (制)、侵略戦争に公然と反対することは困難だっただろう。しかし、天皇 (制) の強化に貢献せず、侵略戦争に積極的に加担しないでいることはできただろう。松本治一郎らはすくなくとも、アジア侵略戦争に日本の被差別部落民を扇動しないでいることはできた」(キム , 1994：396) は胸を打つ。せめて「積極的に加担しない」「被差別部落民を扇動しない」自己を確立したいと思う。キムの訴えを頂門の一針としたい。

全国水平社と松本ら幹部の戦争協力は否定できない。その上で負の歴史と全国水平社と幹部が、戦前、戦後に果たした肯定的役割も含めて、全体的に評価する作業が求められると考える。

4. 部落解放運動 (同盟) の戦後責任と広島県連

侵略戦争によって多くの被害を生じさせたこと、その戦争に協力したことなどを問うのが戦争責任である。全国水平社と水平社幹部は戦争責任を逃れることはできない。これに対して再び戦争や暴力の被害・加害を引き起こさない行動をとることが戦後責任である。現在を生きるわれわれには戦後責任がある。つまり戦争協力の轍を二度と踏まないための思想と行動である。「戦争協力の轍を二度と踏まないための思想と行動」とは、武力に依らない絶対平和主義、世界の抑圧された人々、とりわけアジア民衆との相互理解に基づく連帯確立の思想であり、現在進行中の戦争につながる一切の動き、差別意識に基づく中国、共和国等への敵視政策などに反対する行動である。そして、先の戦争で戦争協力に飲み込まれた状況が現在の部落解放運動に存在することに警鐘を鳴らす行動である。

ここでは小森が牽引してきた部落解放同盟広島県連合会 (以下、広島県連) の運動・主張を 90 年代以降に絞って、戦後責任に関わるいくつかの点について述べてみたい。

戦後、政府自民党は解釈改憲を進める一方で、憲法を擁護する総評、社会党、部落解放同盟の解体をもくろんできた。総評は連合に合流するため 1989 年に解

体、社会党は1994年に安保堅持、自衛隊合憲へ基本政策を転換した。実質的な解体である。総評・社会党ブロックの一翼を担っていた部落解放同盟は方向性を失うことになった。その大きな起点となったのが小選挙区制導入であった。

1） 1992年PKO法反対　自衛隊の海外派兵反対

小選挙区制導入前段の1992年、政府自民党は憲法を実質的破壊し、自衛隊の海外派兵を可能とする「国連平和維持活動」（PKO法）の制定を強行した。

1990年8月、イラクがクウェートに侵攻。国連安全保障理事会はその日のうちにイラクに対して撤退を要求。さらに多国籍軍による武力行使容認決議をアメリカ、ソ連を含む全会一致で決議した。その決議に基づき多国籍軍が編成され、湾岸戦争へと突き進んだ。

自民党のなかから公然と「アメリカは血を流しているのに日本は何もしないでいいのか」との声が上がった。海部内閣は憲法上の制約から自衛隊を派兵することが出来ず、米軍を中心とする多国籍軍に多額の資金を拠出した。憲法精神からすれば直接、戦争行為を行うことも許されないが、殺戮のための資金を援助することも許されない筈である。しかし日本政府は、殺戮行為に資金援助をおこなった。

この戦争で、日本政府は難民救済を口実に、憲法が禁止している自衛隊機の海外派遣を画策した。1991年2月、広島県連は人道的立場と憲法違反の自衛隊機派遣を阻止するため、民間救援機チャーターのためのカンパ活動に取り組んだ。カンパは3日間で683万円が寄せられ、自衛隊機派遣の阻止、難民救済の一端を担った。

湾岸戦争で自衛隊を派兵できなかった海部内閣は、自衛隊の海外派兵を可能とするPKO法制定を画策したが、1991年12月、成立させることが出来ず継続審議となった。しかし政権が宮沢内閣となり、1992年6月に可決成立した。

直後におこなわれた第16回参議院選挙はPKO法への審判となった。参議院広島選挙区（定数2）は、自民党議員と連合が支援する民社党議員が議席を有していた。いずれもPKO賛成派であった。広島県連は、栗原君子（当時、日本婦人会議広島県本部委員長）を急遽擁立（投票日1ヶ月前に出馬表明）し、果敢に選挙戦を展開した。反PKOを訴えた栗原は僅差で勝利したが、全国的には自民党は議席を大きく伸ばし、同年9月には自衛隊がカンボジアの復興と称して派遣された。

キムは「1992年6月13日、『PKO協力法』が国会を通過するか否かの決定的な時点に、部落解放同盟和歌山連合会は、同年7月の参議院選挙に和歌山県の現職自民党議員を推薦することを公表し、『PKO協力法』成立・維持に協

力し、日本軍出兵に加担した」「1992 年 7 月 23 日に部落解放同盟大阪府連は、参議院選挙で、PKO 問題を中心問題としないという意志を、連合大阪、社会党大阪府連、民社党大阪府連らとともに表明した」（キム , 1994：40）と批判している。大阪府連のことに関してはキムの著書で、初めて知ったが、キムの批判に関わっては次の小選挙区制でふれたい。

2） 少数者切りすて、総保守化の小選挙区制

リクルート事件（1988）、佐川急便事件（1992）など、政治家による汚職が報じられ「政治改革・政治腐敗の根絶」が叫ばれる。本来の「政治改革」は政治腐敗を根絶するものでなければならなかったが「選挙に金がかかりすぎる」ということで選挙制度改革にすり替えられた。自民党はもとより社会党や労働組合の連合まで「政治改革」（選挙制度改革）を叫び、これに反対する議員には「守旧派」のレッテルが容赦なく張られた。小森もその一人であった。

連合は社会党に圧力をかけ続けた。衆議院本会議が始まる時間の 30 分前に党所属の全代議士が集まって行われる代議士会にも「傍聴」という形で参加し、議員の発言をチェックするなど、圧力をかけた。また衆議院議員会館の小森室に当時の電通、全逓の幹部が訪れ「政治改革法案に賛成しなければ次の選挙は応援できない」と脅す場面もあった。

1993 年 11 月 18 日の衆議院本会議での小選挙区制導入の「政治改革法案」に対して小森は、「少数者の声が国政に届かなくなる」「政治が総保守化してしまう」として、日本社会党の方針に反して青票（反対票）を投じた。反対した社会党衆議院議員は小森ら 7 人であった。

部落解放同盟中央本部は従来、小選挙区制に反対の立場であったが、連合や社会党中央本部に慮って賛成の立場に回っていた。上杉佐一郎委員長の「小森君が小選挙区制に反対すると連合との関係がまずくなる」との言葉に、小森は「書記長辞任伺」を提出、受理される。実質的な解任であった。前述のキムが批判した PKO 法をめぐる大阪府連と連合の対応と構図は一致する。

小選挙区制の選挙制度が成立して 30 年が経とうとしている今日の政治状況は小森が警鐘を鳴らした如く、民意が反映されないことから投票率の低下は進み、少数者の声はかき消され、そして曲折をたどりながらも総保守化体制（最近は極右化）が完成しつつある。

1993 年 8 月の細川連立政権誕生、11 月の小選挙区比例代表並立制の成立などを起点として、部落解放運動は混迷に陥る。

小選挙区制の選挙制度が成立した翌年の第 51 回全国大会では、「流動化する政治動向を踏まえつつ、部落解放・人権確立のために、それぞれの所属政党だ

けではなく、それぞれの協力の度合いや人物本位を基準にして、候補者個人と政策協定を結び推薦・支持候補を決定する」ことが決定され、自民党候補の推薦にも道を開いていく。PKO 法の時には、和歌山県連のみが自民党候補を推薦するにとどまっていたが、第 51 回全国大会以降は、方針上は「自公政権打倒」掲げながら、自民候補を推薦する県連が出る。また 1 人区の選挙区で民主党候補と対立する自民党候補を同時に推薦・支持する県連まで出てくる始末であった。

自民党のなかにも部落問題解決に表面的に賛同し、「理解」を示す政治家はいる。政治家が相当幅の広い政策、考えを持っていることも理解できる。しかし、キムが「『PKO 協力法』成立・維持に協力し、日本軍出兵に加担した」と批判するように、戦争協力の自民党議員を推薦することは許されない。改憲や安保法制（戦争法）、敵基地攻撃を可能とする「安保三文書」など、究極の人権侵害である戦争に繋がる行為に加担している政治家を「人物本位」で推薦するようなことになれば、部落解放運動は、表面的・皮相的な「人権」理解の自民党議員の推薦と引き換えに、戦争のない世界＝「人類最高の完成に向つて」（水平社綱領）の道を放棄したと言わなければならない。

3） 1996 年地対協「意見具申」に賛成

政府による露骨な部落解放運動つぶしの画策は、1986 年にあった。糾弾否定の 86 年「部会報告」がそれである。この時、部落解放同盟は総力で反撃した。健全であった。

少数者を切り捨て、日本を総保守化に向かわせる小選挙区制を成立させた政府は、部落解放運動を耳触りの良い言葉とムチで揺さぶる。その象徴が 1996 年の地対協「意見具申」である。「意見具申」は「基本認識」の部分で、「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」と述べ、「同和問題解決への展望」の部分で、「『同対審』答申は『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え…」と耳障りの良い文言を並べた。しかし「意見具申」の根幹をなすものは、5 年後の特別法の打ち切り、一般対策への移行、そして部落問題の人権一般化・抽象化であった。

「意見具申」の「（同和教育を）すべての人の基本的人権を尊重していくため

の人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」の「再構築」は、政府によるダブル・スピーク（二重語法）である。 大企業が「大量解雇」が持つ、負イメージをやわらげるために「事業再構築」といってごまかした手法である。しかし、「事業再構築」の内実は「大量解雇」（リストラ）である。ダブルスピークは、戦中であれば全滅を玉砕、撤退を転進、現代では国民総背番号制をマイナンバー、盗聴法を通信傍受法、武器輸出三原則を防衛装備品移転三原則と言い方を変えて人々をごまかす手法である。

政府の狙いは、同和問題、同和教育のリストラであった。現に行政機関から同和対策課（室）などが消えた。広島県は「人権・男女共同参画課」の人権すら消え「わたしらしい生き方応援課」になっている。学校からも同和教育が消え人権に置き換えられている。

部落解放同盟央本部や部落解放・人権研究所は「意見具申」を評価した。政府・権力に取り込まれた象徴的な出来事である。戦時下であれば翼賛体制に組み込まれたということである。

4） 憲法改正問題

2005 年 10 月 28 日、自民党は『新憲法草案』を発表した。憲法改正に向けた国民投票法案も国会審議の俎上にのり、改憲に向けた動きが加速する時期であった。2006 年 2 月、中央本部は、「『憲法改正問題』への中間提言」を発表する。2005 年度の部落解放同盟中央本部一般運動方針には、「現時点で憲法や『教育基本法』に『何を求めるのか』ということを具体的に議論し鮮明にしていく必要がある」とした上で、「そのさい、改憲・加憲・創憲・護憲といったような政治的立場や戦術論に与することなく、差別撤廃・人権確立の立場を徹頭徹尾貫いた議論を展開することが重要です。したがって、憲法や『教育基本法』の一字一句を金貨玉条のように扱うという姿勢ではなく…」とされている。しかし中央本部は、加憲・創憲に与しないといいながら、実質的には加憲・創憲の立場から憲法論議に加わっている。9 条改憲、天皇元首化、権利抑制を狙う自民党にとって、どのような立場であれ、憲法に手をつけようという主張ほどありがたいものはない。

「中間提言」はいう。「戦後六十年の今日、アジア地域との連帯や国際協力の重要性は益々大きくなり、『一国平和主義』や『一国人権主義』の限界が指摘され…」と。そもそも「一国平和主義」という言葉は、日本が平和主義に徹し、海外で戦争行為をしないことを批判する脈略で改憲派が主張する言葉である。

天皇制についても腰が引けている。「提言」の天皇制に関わる部分は、「天皇制の憲法存置はもともと法理論上国民主権原理と両立しない」という。ここまでは

よい。問題はこれに続く文言である。「それだけでなく、国民主権憲法の民主化の徹底を妨げ、また社会的差別の温存に手をかす面も否みがたい」と、天皇制の存在が社会的差別に「手をかす面も否みがたい」程度に抑えられたのである。

「戦争放棄」（9 条）でも、「『一部の政党の改憲案は自衛軍の保持や国連の枠組みでの武力行使を是認している』しかしわれわれは、自衛隊の海外での武力行使、対外的軍事戦力としての『自衛軍』の保持を認めず、専守防衛の自衛力にとどめるべきである」として、専守防衛のための自衛隊、自衛力を認める立場に変わっている。

ちなみに、前記運動方針には「武力では、人権も平和も守れないという平和憲法の精神を活かし、軍事力に頼らない形での平和の創造をめざし、『世界人権宣言』と『人間の安全保障』を具体化するとりくみをすすめます」となっている。「提言」の内容は、運動方針との整合性もない。ことが人権と分かちがたく結びついている平和の問題であるだけに、この変質は許されるものでない。

5）天皇制・叙勲をめぐって

部落解放同盟中央本部副委員長、衆議院議員 7 期、民主党政権下での環境大臣兼防災大臣をつとめ 67 歳で死去した松本龍の「お別れの会」が 2018 年 10 月 16 日、ホテルオークラ福岡でおこなわれた。亡くなった本人の遺志がどうであったかは分からないが、遺影の前には「従三位」「旭日大綬章」が飾られ、足跡をたどるビデオコーナでは、環境大臣として天皇と懇談する映像が誇らしげに流された。松本龍は松本英一（参議院議員 5 期）を父にもち、治一郎は子どもがいなかったため、甥の英一を養子に迎えた。部落解放同盟の全国大会などでの英一の演説の最後は「最後の血の一滴まで闘う」であった。筆者は直接治一郎の演説を聞いたことはないが、高校時代から治一郎の演説を聞いていた小森によれば「松本治一郎の演説内容はもっぱら天皇批判であった」とのことである。治一郎、英一の議席を引き継ぐ龍の生涯の締めくくりは、目を覆いたくなるものであった。

叙勲に関して、小森は拒否し、次のような短文を内閣総監室に送っている。

「叙勲辞退について　2002 年 9 月 30 日、内閣総監室より秋の叙勲について打診がありましたが、次の理由により辞退致します。1、人が人に格付けをおこなうことは、自身もおこないたくないし、人からもされたくない。2、被差別の対極にある天皇から叙勲を『賜る』ことは肯定できない。以後はそっとしておいてほしい。2002 年 10 月 1 日　小森龍邦」。

ただ、反天皇制を掲げて闘ってきた広島県連においてさえ、天皇制イデオロギーに蝕まれていた。

広島県連再建の 1969 年から小森が長らく県連委員長を務め、その後、衆議院議員をつとめたが、小森以降、筆者を含めて 6 人が県連委員長を務めているが、その内、市議会議員経験者の委員長 2 人が叙勲を受けている（1 人は自己批判）。天皇制の浸透の怖さを感じずにはおれない。

6） 反戦・平和ー広島県連の闘い

広島県連は、十分とは言えないが絶対平和主義に徹した部落解放運動を追求してきた。

1973 年 10 月 28 日、自衛隊と広島市は県庁前で自衛隊の市中パレードを強行した際には「国際平和都市・被爆地ヒロシマを軍靴で汚すな」をスローガンに、県労会議（当時）、県連など多くの民主団体・労働組合が抗議行動を展開し、毎年広島県でおこなわれる 5 月 3 日の「憲法集会」、12 月 8 日の「不戦の誓い ヒロシマ集会」、2 月 11 日の「紀元節復活反対！平和・民主主義・人権を守るヒロシマ集会」をはじめ県内の各地域で開催される護憲集会に参加してきた。

反基地闘争では、海上自衛隊は全国に 6 カ所の基地を持ち、それぞれの基地の中で実務配置がされている。広島県呉基地は、総監部をはじめ数多くの機能を有している。

被爆地・ヒロシマは原爆の被害の歴史と同時に、加害の歴史を見つめてきた。呉には軍港・海軍工廠がありアジア侵略の拠点の役割を果たしてきたからである。現在、平和都市広島に隣接する呉市には海上自衛隊呉基地、海田町には陸上自衛隊海田市駐屯地、山口県岩国市にはアメリカ海兵隊岩国基地と海上自衛隊が駐屯している。岩国には、F35B ステルス戦闘機をはじめ、オスプレイなど多数の戦闘機が配備されている。

広島県連は県平和運動センターや「ピースリンク広島・呉・岩国」などとともに、揚陸艦「おおすみ」配備反対集会（1998）、「しもきた」配備、有事法制、憲法改悪反対集会（2002）、自衛隊のイラク派兵反対！中国ブロック呉集会（2004）、「おおすみ」イラク派遣抗議行動（2004）、在日米軍基地機能強化反対！中国ブロック岩国集会（2004.2006）、陸上自衛隊海田基地包囲大集会（2005）、イラク派遣反対！行くな 13 旅団ヒロシマ集会（2005）などの集会・行動に積極的に参加してきた。

2015 年 9 月 19 日、自公政権は参議院本会議で憲法に違反して戦争を可能にする「安保法制」を強行採決した。同年 2 月には「安保法制」に反対する「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」が結成され、広島県連もその一翼を担った。法律が強行採決されたのちも、毎月 19 日を「総がかり行動」の日と定め、「安保法制の廃止」「自衛隊の海外派兵反対」を訴え、広島市・福山市・三原市・尾道市などで行動が継続されている。

広島県連が中心となって組織した世界人権宣言の実現を求める実行委員会は、中国・南京、アウシュビッツなどを訪問し、小森が代表委員を務めた平和人権教育のための活動家フォーラムも「日本の戦争責任を考える韓国の旅」ベトナム戦争を考える旅　数次にわたる訪中団派遣などで日本の加害と戦争がもたらす悲惨な実態を学んできた。戦争協力の過ちを繰りかえさない、戦後責任を果たすためである。

4. 今、ヒロシマで起きていること

現在､被爆地･ヒロシマで起きた（起きている）看過できない課題を三点に絞って紹介する。

1）広島市教委ー「はだしのゲン」を教材から削除

1点目は、反戦漫画「はだしのゲン」に関わってである。2013年に「ひろしま平和ノート」が作成されて以降10年間、小学校版では、中沢啓治が自身の被爆体験を描いた漫画「はだしのゲン」が引用され、子どもたちにとって身近な教材として学ばれてきた。

2023年2月8日の市教育委員会議において、「平和教育プログラム」を改訂することが報告され、「ひろしま平和ノート」（小学校3年生教材）からの「はだしのゲン」の削除が明らかになった。市教委は、「漫画の一部を教材としているため、被爆の実相に迫りにくい」「浪曲は、児童の実態に合わない。鯉を盗む描写は、誤解を与える恐れがあり、補足説明が必要となるため、被爆の実相に迫りにくい」等と課題をあげたが、「はだしのゲン」削除の背景に、外部の保守系団体（日本教育文化研究所広島支部）の圧力があった。同団体は「削除を求めた」と認めている。一方、広島市教委は「一切削除を求める声はなかった」と矛盾した回答をしている。「はだしのゲン」については、2012年に松江市で、市民から「間違った歴史認識を植え付ける」とする陳情が市議会に出され、ほぼすべての小中学校が図書室での閲覧を制限したことがあった。時期を同じくして全国的に「新しい歴史教科書をつくる会」が自治体に要望や「意見書」を出している事実もある。平和教育破壊の連動した動きとみることができよう。

2）松井広島市長ー職員研修で「教育勅語」

2点目は、広島市職員研修において、松井一実市長が、市長就任の翌2012年から春の職員研修で「教育勅語」の一部を資料に引用してきた問題である（問題が表面化したのは2023年12月）。大日本帝国憲法下、「教育勅語」は天皇を頂点とする国家が永遠に続くよう命を投げ出し尽くせよという国家主義・軍

国主義の思想を子どもたちに教え込むために使われてきた。敗戦後、個人の尊重・国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を原則とする日本国憲法と相容れないとして、国会において排除・失効が決議されたものである。

松井市長は、「教育勅語」の「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」を「評価してもよい部分」としたが、それは「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」にかかる文言である。そもそも、引用冒頭の「臣民」とは天皇に支配され服従する人民という意味である。松井市長のような論理が許されるならば、原爆投下を正当化するアメリカの「戦争が長引くことにより多数の命が失われるのを未然に防いだのだから原爆投下は正しかった」との主張も「多数の命が失われるのを未然に防いだ良い面がある」と認めざるを得なくなる。

核が絶対悪であるように侵略戦争の正当性を国民に叩き込んだ「教育勅語」もまた絶対悪であることを忘れてはならない。

広島県連は平和運動センターなど五団体の連名で 2023 年 12 月 22 日、「憲法の理念と相いれない」として強く抗議したが、市長は未だに態度を改めようとしていない。

3） 日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区（日鉄呉）の跡地を防衛省が一括購入

3 点目は、広島市に隣接する呉市の日鉄呉跡地を防衛省が一括購入し、自衛隊基地を大幅に拡大しようとしている問題である。

2024 年 3 月 4 日、日鉄呉の跡地について、防衛省が一括購入したい意向を呉市や広島県に申し入れた。跡地面積は約 130ha、現在の海上自衛隊呉基地 84ha の約位 1.5 倍という広大さは、岩国の米軍沖合移設面積（213ha）や辺野古の新基地建設（161ha）にも匹敵する規模である。工場跡地は土壌汚染の問題も指摘されている。そこに弾薬庫を含む「多機能な複合防衛拠点」をつくるというのである。

呉市は、1889 年の呉鎮守府創設以来、呉基地・海軍工廠があり、アジア太平洋戦争で侵略・加害の拠点であった。そのためアメリカの空襲によって市街は焼け野原（約 2000 名の市民が犠牲になり、12 万 5000 人が家を失う）になった歴史を持つ。

日鉄呉は 2020 年に突然、高炉の停止が発表したことから、呉市における人口減少や雇用の確保が課題とされてきた。2023 年秋、呉での鉄鋼生産を終了したが、これまで跡地利用について県・市は具体策を示していなかった。防衛省の意向に対して、市や県は「寝耳に水」であったが、防衛省と日鉄は水面下の交渉を進めてきた。

2024 年 3 月、防衛省と日鉄、広島県、呉市の四者協議の初会合が開かれた。一連の動きに対して、市民団体「ピースリンク広島・呉・岩国」や部落解放同盟呉市協議会が関わりをもつ憲法改悪を許さない組織「総がかり行動・呉」は「日鉄跡地問題を考える会」を立ち上げた。2025 年 5 月、新原芳明・呉市長は市議会協議会において防衛省計画の受け入れを表明したことから、「考える会」は、呉の「軍事拠点化」阻止の取り組みを強化している。

4. 広島県連が大切にしてきたこと－絶対平和主義

広島県連は 1969 年 12 月に再建大会を成功させて以降、「絶対平和主義にもとづく部落解放運動」を一貫して掲げてきた。それは再建大会以降、広島の部落解放運動を牽引し、平和主義に徹してきた小森の影響を色濃く反映したものであった。具体的には、憲法「前文」の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した…」であり、第 9 条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」の厳守である。

一切の武力を持たない絶対平和主義を「理想論だ」と批判し、「敵が攻めてきたらどうする」と主張する人も少なくない。しかし「敵がせめてきたらどうする」を口実に軍備を増強すれば、日本が敵とみなしている相手国も同じことを考えるわけで、それは際限のない軍拡競争である。

憲法第九条の精神を表した象徴的な出来事を『琉球新報』（1981 年 6 月 19 日付）が報じている。

新聞のリードには「虐殺の島、集団自決の島と呼ばれ、すさまじい戦争体験を持つ渡嘉敷島。この渡嘉敷の島々のなかでたった一カ所『前島』だけは、奇跡的にも砲弾を浴びることなく終戦を迎えた」とある。記事の概要は、次のとおりである。

昭和十九年の十・十空襲の少し前、前島に日本軍・鈴木常良大尉ら五人の兵隊がやって来た。兵隊を駐屯させるという。対応した比嘉儀清・渡嘉敷国民学校前島分校長は決死の覚悟で「駐屯することだけはやめて下さい」と大尉と渡り合う（比嘉さんは軍隊経験があり「兵がいなければ相手方は加害しない」という信念を持っていた）。必死の要望に大尉の心は揺らぎ、撤退する。昭和二十年の三月下旬か四月始め、米兵五人が上陸し、軍用犬を連れて島中を調べ、翌日は約百五十人の米兵が上陸。日本兵や軍事施設がないことを確認して去っ

た。米兵は島を去る時、船上から住民にスピーカーで「この島には一切砲撃しないし捕りょもとらない。安心して平常通りの生活をしなさい」と放送。住民二百七十人は全員無事だった。

これこそが「絶対平和主義」の思想であり、行動である。この事実は、「武力によらない平和」が理想でも空想でもないことを示している。被爆地ヒロシマの部落解放運動が堅持したい思想である。

5. おわりに

人権に対する考えは人権意識の高まりによって確実に変化・深化していく。横田耕一は次のように言う。

> 「自由権 A」が第 1 世代の権利、「社会権 B」が第 2 世代の人権に対して、今や第 3 世代の人権が必要だというのです。これは、「すべての人間が豊かに暮らすことが出来なければならないにもかかわらず、自分の国の国民は貧困にあえいでいる。なぜそうかというと、それは自分たちの国が総体として先進国によって搾取・収奪されているからだ」と考え、そのような状況下では「個人の自由の保障」といっても実現不可能で無意味だから、個人に自由を保障する前にまず自分たちの国家や民族が総体として発展しなければならない。そこでそういう意味での民族の「発展権」が何よりも大事な「人権」なのだとする主張です。そこから、これまで搾取・収奪してきた先進国は、この「発展権」を保障する義務がある、という主張が「権利 C」です（横田 , 2025：50-51）。

平和も同様である。ノルウェーの社会学者ヨハン・ガルトゥング（1930―2024）は、戦争のない状態を「消極的平和」と捉えたのに対し、貧困・抑圧・差別など構造的暴力のない「積極的平和」とする概念を提起した。

「平和は、暴力の不在または低減を前提とする。ここで暴力とは、直接的暴力とともに構造的暴力、そしてこれら 2 つの暴力を正当化する文化的暴力のことである」（ガルトゥング , 藤田明史編訳 , 2019：1）「直接的暴力に関しては容易に同定できるものの、構造的暴力に関してはより複雑である」（同：51）としている。また編訳した藤田明史は、同書の中で①直接的的暴力：（極端なケースで示せば）迅速で意図的な殺人である。例としては、戦争、軍隊、テロなど軍事力が代表的である。②構造的暴力：社会的構造にビルト・インされた暴力であって、（極端なケースで示せば）緩慢な意図しない殺人である。政治

的抑圧、経済的搾取、文化的疎外などがこれに該当する③文化的暴力:直接的・構造的暴力を合法化・正当化する文化の諸側面と定義される。ある種の宗教・芸術・科学・コスモロジーなどがこれに該当する」（同：176-177）と述べる。

今この3つの暴力が世界と日本を覆っている。ウクライナ、ガザ、ミャンマーなどで起きたこと、今も続いていることは直接的暴力である。

日本の「直接的暴力」に直結する動きも急速に進んでいる。日本が再び自衛と称して中国や韓国、共和国の人びとを殺戮する戦争を引き起こす芽は無数にある。広島県連はその危険な芽に反対してきたが、水平社の時代と同じように必ずしも全同盟員のものとはなっていない。政府が煽った中国、共和国脅威論、台湾有事で「防衛力強化も仕方ない」と考える同盟員は少なくない。活動家のなかにも少数であるが政府の考えに同調する者もいる。中央本部もそうであるが大会の方針上は正論を説いているが、その方針が同盟員のものになり得ていない。それは、部落解放運動の中心的な課題が同和対策の諸施策を国に求めることとなり、国家が、同和対策をも利用し、部落を国家権力のイデオロギー装置として位置づけていることに対する認識・分析の欠如によるものである。つまり部落解放運動が国家権力の暴力性を浮き彫りにする活動を怠ってきたことに起因する。

戦後ながらく「国是」としてきた専守防衛、防衛予算はGDP比1％以内、武器輸出三原則、非核三原則が崩れている現実は「はじめに」でふれた。

さらに具体的に言えば「特定利用空港・港湾」（自衛隊・海上保安庁訓練で使えるように整備・拡張）の指定を24年4月に5空港、11港湾。8月に3空港、9港湾。25年4月に3空港、5港湾を追加し、その数は11空港、25港湾に及んでいる。24年6月19日には改正「地方自治法」が成立し、非常時に国が自治体に指示できる国の指示権拡大を図った。23年6月には軍需産業を本格的に支援する「防衛産業支援法」が成立。26年6月には、有事に、米･麦･芋に作付け転換をできるように政府が指示できる「食糧供給困難事態法」、有事に南西諸島の12万人を九州と山口に避難させる計画もある。

防衛費は2027年度にGDP比2％にもっていく（その後、高市政権となり2025年度補正予算で前倒し）。防衛費の大幅な増額は単なる増額にとどまらない。防衛省及び防衛族議員、防衛産業が力を増すこと意味する。軍部が力を持った戦中を思い起こさせる。

2024年12月、川崎重工が海上自衛隊の潜水艦修理の際、下請け業者と架空取引でねん出した資金で、乗組員に物品を供与していた問題が発覚した。架空取引の総額は2018年度から6年間で17億円にも上っている。40年前から行われていたという。社会構造の下部構造である生産めぐる関係において

も、いよいよ防衛産業が力を増し、その防衛産業が自衛隊と癒着し不正を重ねるという構造である。このような下部構造の上に築かれる上部構造も民主主義を劣化させ、腐敗させることは言うまでもない。

日本国内の「構造的暴力」はどうか。子どもの貧困や自死の増加は深刻だ。4 割近くの無権利・低賃金の非正規労働者の存在。部落差別や沖縄、在日コリアン、アイヌに対する構造的差別、ヘイトスピーチ、外国人排斥もある。「文化的暴力」では、宗教、とりわけ仏教は悪しき「業・宿業」論で人々に自業自得（自己責任）と諦めの思想を強いて、国家権力の悪を許す役割を果たしている。

このような状況のなかで、広島の部落解放運動が、権力に取り込まれることなく、どこまで抗えるのか、不安はつきまとう。過去の過ちを見つめ、現在、歴史的にどのような位置におかれているのか、どのような社会構造の中にいるのかを問い続ける以外にない。

参考文献

キムチョンミ（金靜美）, 1994,『水平運動史研究－民族差別批判』, 現代企画室
小森龍邦, 1993,「戦時下の松本治一郎」,『部落解放』, 解放出版社
小森龍邦, 1994,『歴史の教訓に学ぶ－「解放の父」松本治一郎の戦争責任をめぐって』, 解放新聞広島県版 1204 号, 1994.5.25
小森龍邦, 1995,「松本治一郎と戦争責任」『特集　差別からの解放‼ 新しい文学表現を求めて』, 新日本文学会
藤田明史編訳, 2019,『ガルトゥング平和学の基礎』, 法律文化社
藤野豊　黒川みどり, 2022,『人間に光あれ　日本近代史のなかの水平社』, 六花出版
部落解放・人権研究所編, 2004,『写真で見る戦後 60 年　部落解放運動の歩み』, 解放出版社
部落解放同盟中央本部編, 1987,『松本治一郎伝』, 解放出版社
部落解放同盟中央本部編, 2022,『写真記録　部落解放運動史　全国水平社創立 100 年』, 解放出版社
横田耕一, 2025,『ブックレット菜の花㉔　再増補改訂版　人権とは何か』, 公社福岡県人権研究所
ヨハン・ガルトゥング　藤田明史編訳, 2019,『ガルトゥング平和学の基礎』, 法律文化社

Abstract

The Zenkoku Suiheisha's War Collaboration and the Responsibility of the BLM Postwar.

In the previous section of this paper, I provided several fragmentary examples

concerning the war responsibility of the Zenkoku Suiheisha and its leaders, pa rticularly Jiichiro Matsumoto. Kim Jung-Mi criticized both the Zenkoku Suih eisha and Matsumoto for their war collaboration. In his 1942 campaign bullet in, as a candidate recommended by the Council for the Political Reorganizati on Movement (known as the Imperial Rule Assistance Association), Matsumoto used the slogan "Shed your blood for the nation."

While The *Biography of Jiichiro Matsumoto* (1987) states that "Matsumoto re fused the endorsement but was unilaterally endorsed," Tatsukuni Komori—who served as Secretary-General of the BLL and as a two-term member of the House of Representatives—acknowledged this as an error and offered self-criticism. He remarked, "It is impossible for a candidate not to review his own campaign bulletin," and concluded that "Jiichiro Matsumoto undoubtedly acce pted his position as a recommended candidate of the Imperial Rule Assistance Association." The Zenkoku Suiheisha, Matsumoto, and other leaders cannot ev ade their war responsibility.

The victims question our responsibility for having caused great suffering thr ough participation in Japan's war of aggression and for having cooperated in that war. Responding to this grave challenge means taking action to ensure that such wars and acts of violence will never be repeated. From this perspec tive, the latter part of this paper discusses how the Hiroshima Prefectural Fe deration of the Buraku Liberation League (hereafter "Hiroshima Federation") has addressed such issues as the government's attack on the 1996 Chichitaik yo "Opinion Submission," the anti-PKO, anti-nuclear, and peace movements, as well as current issues in Hiroshima—such as Mayor Matsui's citation and just ification of the Imperial Rescript on Education in a city staff training session, and the construction of a large JSDF base in Kure City.

Keywords: war corroboration, force, responsibility, Buraku Liberation Movement

おかだ えいじ（部落解放同盟広島県連合会顧問）